

27年6月1日

公益社団法人 いなべ市シルバー人材センター

## シルバー人材センター事業の仕組み

### 1 法律上の規定がある事業

シルバー人材センターは、高齢者等の雇用の安定等に関する法律で位置づけられており、その業務に係る規定は次のとおりである。

#### 第42条（業務）

##### 第1号 就業機会の確保・提供

臨時・短期的又は軽易な業務に係る請負・委任による就業一本来のシルバー人材センター事業。独自事業を含む

##### 第2号 職業紹介事業

臨時・短期的又は軽易な業務で雇用の形態によるもの（長期の雇用は、ハローワークが行う）

##### 第3号 講習事業

シニアワークプログラム事業 ほかの講習

##### 第4号 その他必要な業務

労働者派遣事業—三重県連合としての届出提出し、21年3月から実施

### 2 シルバー人材センター事業の理念及び仕組み

#### （1）シルバー人材センターがめざすもの

「自主・自立、共働・共助」がシルバー人材センターの理念であり、私どもがめざす理想である。

シルバー人材センターは、助け合いながら仲良く共に働くことによって社会に参加し、そこに喜びや生きがいを見出そうとする地域の高齢者が集まって組織し自主的に運営する団体である。

#### （2）会員として働くということ

定年退職後の過ごし方は大きく分けると次の三つ

- ① まだまだ現役でがんばる。
- ② 悠々自適、趣味等を生かし自由な生活を楽しむ。
- ③ 「半分年金、半分就業」ある程度年金等で生活できるがまだまだ元気。常用でなく働きながら健康を維持し、地域で役立ちたい。

シルバー人材センターは、③の道を選ばれた方にふさわしい制度。

このように、シルバー人材センターに入会し、会員として働く（「就業」という）ことは、

単にお金を得ることが目的ではなく、どうしても収入がよりほしいという方は、シルバー人材センターになじまないことになる。(会員になっても就業や収入の保障がない制度である)

### (3) シルバー人材センター事業の仕事の仕組み

ア シルバー人材センターは、高齢者にふさわしい仕事を、民間企業・一般家庭・官公庁など(発注者という)から**請負又は委任の形で引き受ける**。センターが引き受けた仕事は、**会員に再請負・委任の形で提供する**。(受託事業という)

仕事を引き受けた会員には、仕事が完了すればその内容、就業実績に応じて報酬(「配分金」という。賃金ではない)がセンターから支払われる。(ただし、一定の就業日数や収入の保障はない)

したがって、発注者に対しては、センターが全面的に責任を負っており、発注者と会員の間には雇用関係は全くなく、会員は個人事業主であるといえる。

**工場で そのこの社員と一緒に働くラインの仕事は、請負・委任とはいえない。発注者から指揮命令を受ける仕事は請負・委任ではないのでセンターでは受託できない。**

イ シルバー人材センターが受託する仕事は、臨時的・短期的、その他軽易な業務に限られている。

#### ・ 臨時的・短期的な仕事

1月の就業日数が数日程度(概ね**月10日程度以内**)のもの。就業時間に制限は無く、どのような仕事(業務)も可能である。

契約が、年間等長期にわたるもの場合は、一定の期間、一定の時間ごとにローテーションを組んで就業する。(契約が長期でも、会員一人ひとりをみると、概ね月10日程度であれば可、と考えればよい)

#### ・ その他軽易な仕事

一就業日数は制限されないが、就業時間が社会通念上、短いと考えられる時間(週**20時間以内**)で、業務が特定される。(各種教授・教師、家事手伝い・家庭生活支援サービス、自動車の運転・理美容など、免許・資格が必要な業務、経理、翻訳、通訳、大工など特別の知識・技能が必要な業務等)

ウ 高齢者にふさわしくない仕事

**危険・有害な業務は受託しない**。また、シルバー人材センター事業の目的にふさわしくない仕事、事故が発生した場合に、センターからの損害賠償額が多額となることが見込まれる仕事、民営を圧迫する仕事、地域の労働者の雇用を侵食する仕事も同様受託しない。

**以上のことについて、会員皆様やその家族、又発注者、地域住民の方は、予め十分ご理解をお願いします。**

以 上